

NEWS RELEASE



国土交通省 近畿運輸局

【問い合わせ先】

(所属) 自動車監査指導部

(担当) 伊藤、衣川、酒井

(電話) 06-6949-6448

6449

平成28年 7月22日

平成27年度 自動車運送事業者に対する監査と処分結果

近畿運輸局自動車監査指導部では、輸送の安全の確保が最も重要であるという基本認識の下、自動車運送事業の適正な運営を図るため、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重大な法令違反の疑いのある事業者を優先的に監査対象とするなど、事故の未然防止及び法令遵守の徹底を図ることを目的とした効果的な監査、及び監査の結果判明した法令違反に対する行政処分、並びに法令遵守意識の醸成のための呼出指導を実施しています。

この度、平成27年度における監査及び行政処分等の結果について、取りまとめができましたのでお知らせします。

【配付資料】

- (別 添) 用語の定義等
- (資料1) 平成27年度 監査等の概要
- (資料2) 平成27年度 行政処分等の概要

配布先 青灯クラブ
陸運記者会

【用語の定義等】

1. 監査の種類

- ①特別監査 引き起こした事故又は疑いのある法令違反の重大性に鑑み、厳格な対応が必要と認められる事業者に対して、全般的な法令遵守状況を確認する監査
- ②一般監査 特別監査に該当しないものであって、監査の端緒に応じた重点事項を定めて法令遵守を確認する監査
- ③街頭監査 事業用自動車の運行実態等を確認するため、街頭において事業者を特定せずに実施する監査（当分の間は、バスが対象）

2. 監査の種別

- ①臨店による監査 事業者の営業所等に立ち入って実施するもの（原則、無通告）
- ②呼出による監査 事業者の代表者又は運行管理者等の責任者を運輸局又は運輸支局等へ呼び出して実施するもの

3. 関係機関からの通報

- ①公安委員会 各府県の公安委員会から、道路交通法第22条の2第2項の規定による協議、同法第75条第3項の規定による意見聴取、同法第108条の34の規定による通知
- ②労働局 各府県の労働局から、自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度に基づく通知

4. 適正化機関

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関

輸送の安全を阻害する行為の防止その他貨物自動車運送事業法等の遵守に関し、トラック事業者に対する指導等を行う機関として、同法第38条の規定により指定された各府県のトラック協会

（旅客自動車運送適正化事業実施機関に関しては、道路運送法第43条の2に規定されているが、近畿管内において指定された機関は現在のところ存在しない。）

5. 行政処分等の種類

軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分、事業の停止処分、許可の取消処分を行政処分という。

また、行政処分に至らないもので軽微なものから順に、勧告、警告があり、これらを含めて行政処分等という。

6. 監査件数と行政処分等の件数

平成27年度における行政処分等の件数については、当該年度以前に実施した監査に係るものを含むこと、また行政処分等に至らない案件もあるため、当該年度の監査件数とは一致しない。

1. 監査等の実施状況

事業種別	監 査					呼出指導	合計 (監査・指導)
	特別監査	一般監査		街頭監査	小計		
		(臨店)	(呼出)				
バス	2	66	58	※1 26	152	345	497
タクシー	0	40	117	—	157	678	835
トラック	0	184	413	—	597	639	1,236
計	2	※2 290	588	26	906	1,662	2,568

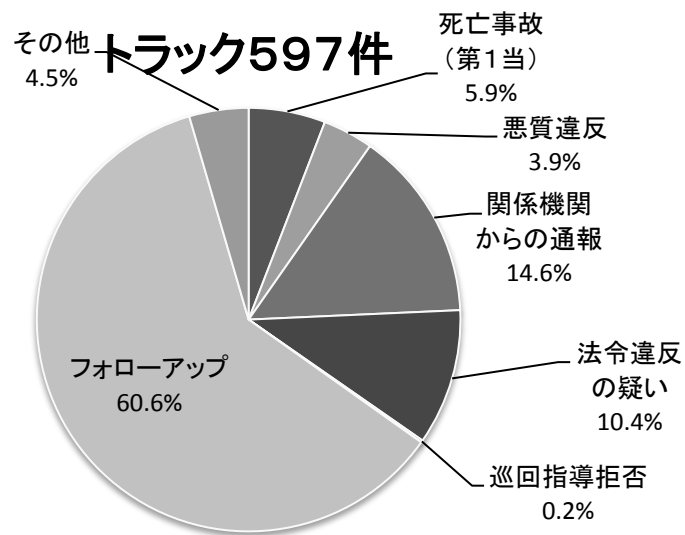
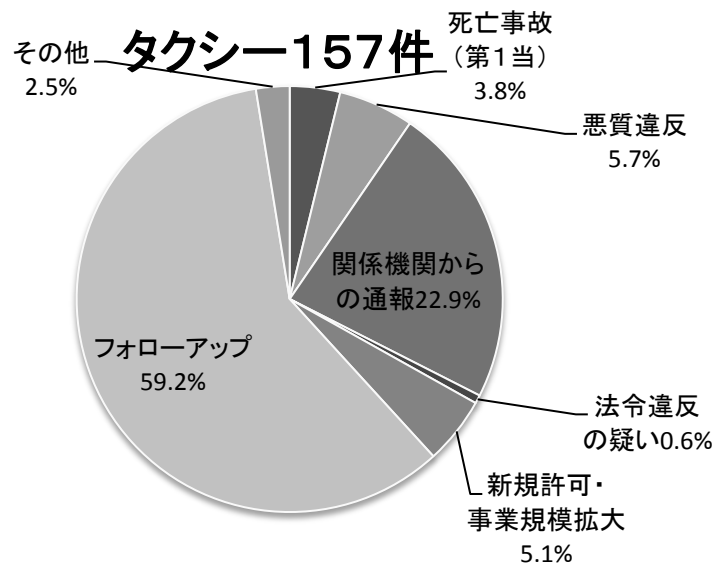
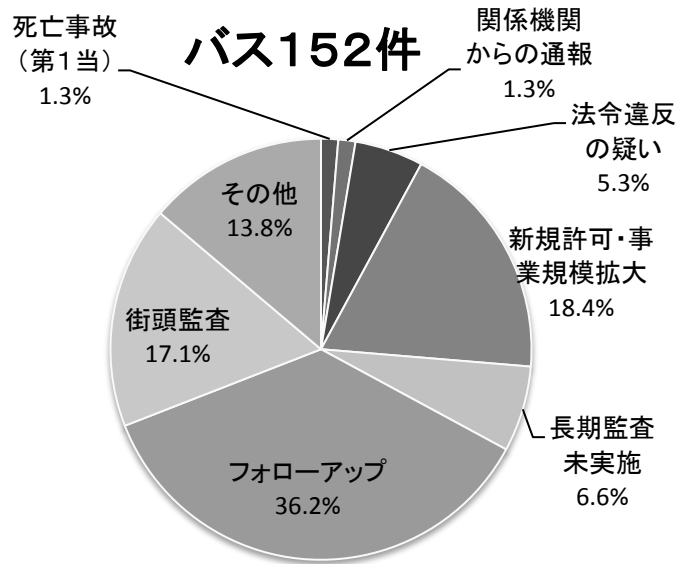
※1 主にスキーバス輸送を行っている貸切バス事業者に対し、管内5ヶ所の貸切バスのりば(新大阪駅、和歌山駅、三宮駅、OCAT、京都駅)において、街頭監査を実施した。

※2 平成20年度から実施している各府県の労働局との合同監査については、平成27年度においても、バス15件・タクシー2件・トラック18件の計35件実施した。

2. 監査の主な端緒別件数(呼出指導を除く。)

端緒	バス	タクシー	トラック	合計
死亡事故(第1当)	2	6	35	43
悪質違反 (酒気帯び・無免許・救護義務違反等)		9	23	32
関係機関からの通報	2	36	87	125
労基通報	1	12	55	68
最高速度違反		20	3	23
駐停車違反		4	20	24
その他	1		9	10
法令違反の疑い	8	1	62	71
適正化機関からの情報			61	61
利用者等からの情報	6	1	1	8
その他	2			2
巡回指導拒否			1	1
新規許可・事業規模拡大	28	8		36
長期監査未実施	10			10
フォローアップ	55	93	362	510
街頭監査	26			26
その他	21	4	27	52
合 計	152	157	597	906

監査の端緒



1. 行政処分等の状況

事業種別	処分等件数	処分の内容			警告
	処分延日車数	許可取消	事業停止	車両の使用停止	
バス	処分等件数	0	0	34	22
	処分延日車数	—	0	1,350	—
タクシー	処分等件数	0	0	83	147
	処分延日車数	—	0	1,687	—
トラック	処分等件数	0	2	385	188
	処分延日車数	—	605	15,690	—
計	処分等件数	0	2	502	357
	処分延日車数	—	605	18,727	—

※ 上記以外に、

- ① 運行管理者や整備管理者が未選任の場合等に発動する輸送の安全確保命令について、バス事業者1社及びトラック事業者1社に対し行った。
- ② 運行管理者としての業務を誠実に実施せず、又は、その名義を使用させていた場合等に発令する運行管理者資格者証の返納命令について、バス事業者1社、トラック事業者4社に対し行った。

2. 行政処分等にかかる主な違反内容

違反内容	バス	タクシー	トラック	合計
事業計画等	28	11	176	215
事業計画・掲示等	16	10	173	199
名義貸し				0
運送引受書	9			9
雇用関係	3	1	3	7
過労防止等	143	154	1,439	1,736
乗務時間等	8	25	234	267
健康管理	25	37	228	290
点呼	45	43	505	593
乗務記録等	28	23	247	298
運行指示書	14		9	23
乗務員台帳	23	26	216	265
教育等	18	62	294	374
指導教育	4	24	123	151
適性診断	14	38	171	223
警察通報		151	199	350
最高速度違反		38	10	48
駐停車違反等		113	175	288
過積載違反			14	14
運行管理者(届出・講習等)	17	20	128	165
点検等	14	13	122	149
点検整備関係	7	5	57	69
整備管理者(届出・研修)	7	8	65	80
その他		21	32	53
合計	220	432	2,390	3,042

※ 一つの処分等に関し、複数の違反内容があるため、処分等の件数と違反内容の件数は一致しない。

処分等の違反内容

